

様

堺市長

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

年 月 日付で指定申請のあった標記について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

指定年月日	名 称	所 在 地
年 月 日		

なお、この指定にあたっては、下記の事項に留意すること。

記

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（※に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 4 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により、小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

- ※ ○医療法 第 24 条、第 28 条、第 29 条
○健康保険法 第 95 条
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項